

平成 27 年度関西広域連合の体制（案）

平成 27 年 3 月 1 日
本 部 事 務 局

1 特定課題組織の体制整備

企画調整事務の事務局体制については、企画立案や関係機関との調整を機動的かつ効率的に推進できる体制とするため、企画調整の司令塔となる職として企画参事を設置する。

また、産学官イノベーションの推進体制及びエネルギー検討会等の事務局機能については、各業務内容に応じた適切な体制に見直す。

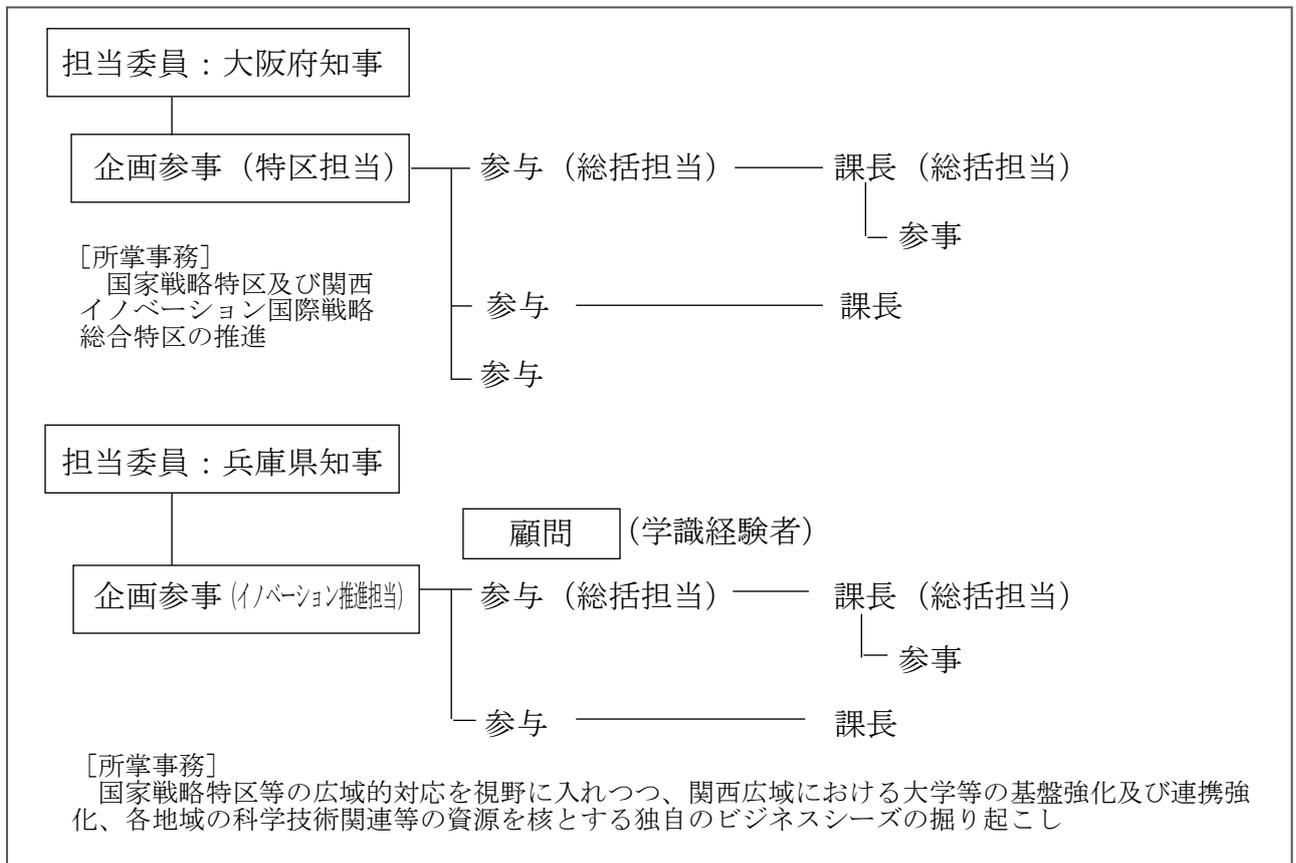
(1) 産学官イノベーションの推進体制の強化 [設置時期 平成 27 年 4 月 1 日]

① 考え方

- ・産学官連携イノベーションの推進体制を強化する。
- ・指定済みの特区事業（国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区）との連携を維持しつつ、財界セミナー、医学会総会での提言への対応をはじめ、構成府県市からの具体的なニーズに基づく新たな産学連携課題に積極的に取り組む。

② 組織（案）

- ・関西イノベーション推進室を廃止し、特区及び産学官連携の両分野に企画参事を置き、その下に必要な参与等を置く。（本部事務局職員（併任））
- ・イノベーション推進担当委員の下に、関西の産学官連携体制の形成や健康・医療分野における関西の大学間・地域間ネットワークの形成などに向けた専門的な立場による助言、指導を得るため顧問（学識経験者）を置く。



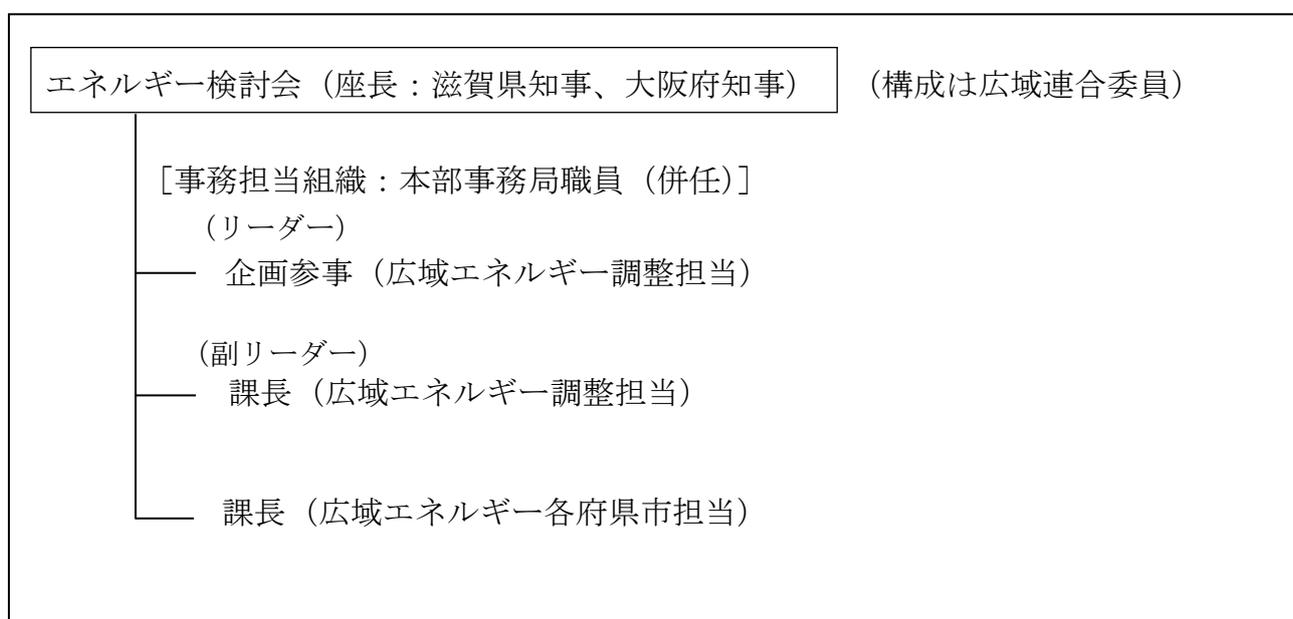
(2) エネルギー検討会の事務局機能の見直し [設置時期 平成 27 年 4 月 1 日]

①考え方

・関西広域連合エネルギープランに沿った施策、事業が、関西広域連合及び構成団体において着実に推進できるよう、フラットで機動的な体制とし、全体調整を円滑にできる機能を持たせる。また、「再生可能エネルギーの導入促進事業」等を実施する広域環境保全局と密接に連携を可能とする体制に整備する。

②組織（案）

- ・プロジェクトチーム体制を廃止し、事務担当として、各府県市の担当課長を設置する。
- ・事務を統括するリーダーとして企画参事を置く。



(3) 広域インフラ検討会の事務局体制の見直し [設置時期 平成 27 年 4 月 1 日]

①考え方

・インフラ検討会事務局について、企画立案及び関係機関との調整を機動的かつ効率的に推進する体制に見直す。

②組織（案）

- ・インフラ検討会の企画部会及び各専門部会に部会事務を統括する職として企画参事を置く。
- ・専門部会である北陸新幹線等検討部会を発展的に解消する。

インフラ検討会（座長：連合長、幹事長：和歌山県知事）

（構成は広域連合委員）

[本部事務局職員（併任）]

【企画部会】（部会長：和歌山県）

企画参事（広域インフラ企画担当）—— 参与（広域交通インフラ担当）—— 課長（広域交通インフラ担当）

※北陸新幹線等検討部会（部会長：大阪府）を発展的に解消

【日本海側拠点港部会】（部会長：鳥取県）

企画参事（日本海側拠点港担当）—— 参与（日本海側拠点港担当）—— 課長（日本海側拠点港担当）

【大阪湾港部会】（部会長：神戸市）

企画参事（大阪湾港担当）—— 参与（大阪湾港担当）—— 課長（大阪湾港担当）

2 広域防災局の体制整備 [設置時期 平成 27 年 4 月 1 日]

(1) 考え方

現行の広域計画に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害を想定した広域対応を推進するため、円滑な広域応援の推進に必要となる関西広域防災情報システムを構築するための体制整備を行う

(2) 組織（案）

広域防災局内に防災情報課を新設し、兵庫県災害対策課防災情報室長及び担当者を併任配置する。

3 ジオパーク活動の推進体制の強化 [設置時期 平成 27 年 4 月 1 日]

(1) 考え方

・平成 26 年 8 月に南紀熊野地域が日本ジオパークに認定されたことを踏まえ、世界ジオパークに認定されている山陰海岸ジオパークのみならず、南紀熊野ジオパークを含めたジオパーク活動の推進全体をまとめて取組む。

(2) 体制（案）

・山陰海岸のみならずジオパークに関する事務全体を鳥取県知事が担当する。
※事務局体制：当面は現行体制（観光・文化振興局）により取組み、事務の増加に併せて体制強化を検討

4 今後検討を要する事項

広域連合が処理する事務に広域スポーツの振興を加えることを検討することに伴い、広域スポーツの振興の組織体制を検討する必要がある。

【参考資料】

広域スポーツの振興について

1 趣旨

関西における生涯スポーツの振興と元気で活力ある高齢化社会の実現、スポーツツーリズムを通じた地域の活性化を進めるため、広域連合が処理する事務に広域スポーツの振興を加え、広域計画及び規約を改正する。

2 広域計画及び規約の改正

施策推進のため規約及び広域計画の改正を行う。(本部事務局所管)

(1) 広域計画の改正

(改正案)

2 広域観光・文化・スポーツ振興

(スポーツ振興)

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の開催を契機とする生涯スポーツの気運の高まりを一過性のものとせず、関西における生涯スポーツの振興と元気で活力のある高齢化社会の実現、スポーツツーリズムを通じた地域の活性化を強力に進める必要がある。

このため、広域スポーツの振興について、以下の重点方針に基づき取り組む。

<重点方針>

- (1) ライフステージに応じたスポーツ活動を振興するための「広域スポーツ振興ビジョン(仮称)」の策定
- (2) 関西ワールドマスタースゲームズ 2021 など、関西における広域スポーツ大会等の招致及び開催支援
- (3) 東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ 2019 のキャンプ地や会場地の誘致支援

(2) 広域連合規約の改正

広域連合規約第4条に記載する「観光及び文化の振興」に追記し、「スポーツ」と「観光及び文化」の振興を一体的な政策目標として取り組む。

(改正案)

○第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域(2以上の構成府県の区域にまたがる区域を言う。以下同じ)にわたる防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興…(中略)…に関する計画(第6条に規定する広域計画を除く。)の策定及び実施に関する事務

- (3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの

○別表(第20条関係)

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
省 略		
事業費	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 人口割10分の5 宿泊施設数割(文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割)10分の5

<参考1> 「広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」の策定

広域連合として取組むべきスポーツ振興施策を明確にし、ライフステージに応じたスポーツ活動を振興するための「広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」の策定

※ 広域スポーツの振興施策に加え、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 開催を契機としたスポーツツーリズムの推進、文化の発信、スポーツ関連産業の振興等を通じた関西の活性化戦略を立案し、取組を進める。

※ ビジョンの策定により新たに取組む具体的な事務が出てくれば、次期広域計画（計画期間：平成 29 年度～平成 31 年度）に反映させる。また、広域計画の改訂に併せて規約を改正する。

（「広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」の内容のイメージ）

- ◇生涯スポーツ先進地域関西の実現
 - ・若者のスポーツ参加機会の拡充
 - ・高齢者の体力づくり支援
 - ・地域スポーツ環境づくりに対する広域的連携による支援
 - ・トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進 等
- ◇競技力向上のための支援
 - ・競技者の育成への支援
 - ・指導者育成への支援 等
- ◇スポーツツーリズムを通じた文化の発信と地域の活性化
 - ・広域観光・文化振興との連携 等
- ◇関西の強みを生かしたスポーツ関連産業の振興
 - ・広域産業振興との連携 等
- ◇国際競技大会の招致や開催の支援
 - ・国際大会の共同招致活動、開催のPR活動
 - ・会場提供（相互利用）の調整
 - ・国に対する財政要望活動 等

<参考2> 関西における広域的スポーツ大会等の招致及び開催の支援

- ① 関西ワールドマスタースゲームズ 2021 への支援等
 - ・大会開催に向けた国等への財政支援要望、広報活動支援
- ② 生涯スポーツ振興のための支援
 - ・関西マスタースポーツフェスティバル関係団体等への大会開催運営支援、広報活動支援
- ③ 東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ 2019 の招致等
 - ・東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地や域外開催の共同招致
 - ・ラグビーワールドカップ 2019 の開催地の共同招致

(関西で開催される主なスポーツ大会)

- 全国高等学校総合体育大会「近畿総体」(H27)
- 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会[和歌山県](H27)
- 全国高等学校総合体育大会「中国総体」(H28)
- 日本スポーツマスターズ[兵庫県](H29)
- 世界ベテラン卓球選手権大会[神戸市](H30)
- 全国健康福祉祭「ねんりんびっく」[和歌山県](H31)
- 関西ワールドマスターズゲームズ 2021(H33)
- 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会[滋賀県](H34)
- 全国高等学校総合体育大会「四国総体」(H34) 等

(キャンプ地や会場の誘致支援を行う大会)

- ラグビーワールドカップ 2019[会場地未定](H31)
- 東京オリンピック・パラリンピック[会場地未定](H32) 等

(3) 担当委員及び担当事務局の設置

規約改正後、「広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」の策定等の事務を処理する担当委員及び担当事務局を設置する。

3 スケジュール（案）<想定される最短スケジュール>

(1) 広域計画および広域連合規約改正

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 平成 27 年 2 月 | 連合議会(総務常任委員会)へ報告 |
| 平成 27 年 4 月～5 月 | 連合委員会で規約及び広域計画の改正案を決定 |
| 平成 27 年 6 月 | 連合議会(全員協議会)に議案として報告 |
| 平成 27 年 7 月 | 連合議会(7 月臨時会)で広域計画改正案を議決 |
| 平成 27 年 5 月～7 月 | 各府県市議会で規約改正案を議決 |
| 平成 27 年 8 月 | 規約改正の総務大臣許可 |

(2) 広域スポーツ振興ビジョン（仮称）策定

- | | |
|-----------------------------|---|
| 平成 27 年 9 月 | 連合委員会で担当委員、担当事務局決定、「広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」策定開始 |
| ＜連合議会(総務常任委員会)へ中間案及び最終案を報告＞ | |
| 平成 28 年 2 月 | 連合委員会で「広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」案を決定 |
| 平成 28 年 3 月 | 連合議会で「広域スポーツ振興ビジョン（仮称）」案を議決
(→次期広域計画に反映) |